

町村週報

(町村の購読料は会費)
(の中に含まれております)

2603号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

景勝地「強滝」(福島県鮫川村)



ま
く
じ

| | |
|-----------|-------------------------------------|
| 政 策 | 「自治体における民間委託推進等に関する研究会」報告書……………(2) |
| フ ォ ー ラ ム | 健康長寿めざして『まめで達人な村づくり』 福島県鮫川村……………(5) |
| 随 想 | 早起きの効用……………(11) |
| 情 報 | 政策リーダー……………(12) |

写真キャプション

約2kmにわたって急流飛瀑が連なる福島県鮫川村の強滝溪谷。「ふくしま緑の百景」に数えられた景勝の中を歩く遊歩道からは、せせらぎの音とともに四季折々の表情が楽しめる。「まめで達人なむらづくり」で健康長寿を目指す鮫川村の村づくりについては、5ページのフォーラムをご覧ください。

地域づくりコーディネーター

閑話休題

法政大学現代福祉学部学部長 岡崎 昌之

「地域づくりコーディネーター」なるものが話題になってきた。以前はまちづくりリーダーとかアドバイザーと呼ばれていた人材や機能を呼び変えているものだろう。呼び変えなくてはならない状況が生じ、新しいネーミングが必要となったのである。地域づくりの現場を観察してみればそう言った状況が理解できる。

つまりこれまでの地域づくりは、道路や施設を建設したり、農林業の基盤整備が中心であった。それを進めていくためには地元有力者に頼んだり、町村長を中心に役場が頑張れば何とかなった。強いリーダーシップの下に強引に牽引していく方法が功を奏してきた。

しかし地域の現場は大きく変化してきた。課題は道路や施設建設ではなく、より身近な地域社会レベルで発生するようになった。集落の消滅、極度な高齢化、鳥獣被害、突然の災害等、コミュニティの空洞化に繋がる課題が急浮上してきた。景観、環境、福祉・医療、教育等の分野でもコミュニティをベースにして

緊急に課題解決が迫られている。これらの新しいテーマは、地元有

力者に丸投げするだけでは解決しない。解決のためには多様な専門的知識や技術が要求される。ここに「地域づくりコーディネーター」の必要性が生まれている。コーディネーターとは「異なるものを繋ぎ合わせて、よりよく機能させること」である。地域内外の組織や人材を繋ぎ合わせ、専門的知識や技能を駆使して課題解決に立ち向かうコーディネーターが必要とされているのである。

三月の能登半島地震は輪島市、とくに旧門前町に大きな被害をもたらした。しかし一部を除いて復旧の進み方は随分と早いようである。地元からは能登支援のためにも、早く観光客に来て貰いたいとの要請が届く。こうした素早い復旧を支えているのが、石川県内の地域づくりコーディネーター諸氏である。Mさん、Tさん、Oさんなど、専門知識と技術とネットワークをもった人たちの献身的な活躍が伝わってくる。

これからの地域再生にはこうしたコーディネーター的町村長や役員が必要とされる。と同時に、各町村独自の地域コーディネーターのネットワーク形成が不可欠である。

「自治体における民間委託推進等に関する研究会」報告書

政策解説

民間委託の選定や 課題・留意点などを総合解説

総務省の「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会」（座長・菅野和夫明治大学法科大学院教授）はこのほど「報告書」をまとめ、公表した。民間委託等の委託先の選定方法や契約のあり方、行政責任の担保のあり方など、地方自治体が民間委託等を実施する際に直面する課題を取り上げ、今後、民間委託を推進するための環境整備や地方自治体の取組に資する基本的考え方などを整理したもの。民間委託等に適さない分野や参加資格の「地域要件」、自治会など地域団体との委託・協働などについても具体的・詳細に解説している。

■民間委託を重要な手法と位置づけ

報告書は、民間委託等に関する基本的考え方、委託先等の選定方法のあり方、委託先等との契約のあり方、公務員及び外郭団体職員を取り扱い、モニタリングのあり方、地域団体等による公共サービス提供の推進のあり方、の六章で構成。

うち「民間委託等に関する基本的考え方」では、民間委託等を「地域において多様な主体が公共サービスの提供を担っていくための重要な手法」として位置づけた。その上で、民間委託等の効果が発揮

される環境整備として、業務効率化のため部門横断的に既存業務の標準化やコスト分析を行い、業務執行方法を見直す、複数の業務・施設を包括し部内共通の業務を集約、公共サービス提供の競争環境の確保のため民間事業者が定期的に入れ替わる機会確保、などが重要だと指摘した。

併せて、「法令から、行政が自ら実行すべきとされている業務について民間委託はできないことに留意が必要だ」とも指摘。一般的に「定型的・機械的」業務は民間委託に適しているが、「裁量的・判断的」要素を相当程度含む業務は、法令上民間委託が可能であっても

必ずしも民間委託に適さないものと考えられる」とした。さらに、「地方公共団体の行う統治作用に深く係わる業務」も民間委託に適さないとし、その具体例に「公務の意志の形成に係わる業務、住民の利害関係に係わる業務、利害対立が激しく公平な審査・判断が必要とされる業務」を挙げた。

このほか、「請負・準委託契約」と「労働者派遣契約」との相違についても留意を求めた。具体的には、業務の種類等に応じ派遣受け入れ可能期間の制限がある。一定の場合には派遣先は雇用契約の申込み義務が生じる。派遣労働者を直接指揮命令する者は、労働者派遣契約の内容に違反する業務上の指示を行ってはならない。派遣先責任者の選任、派遣先管理台帳の作成など労働者派遣法（第3章第3節）の派遣先の講ずべき措置の義務を果たすこと、などを挙げた。

■内容に応じて総合評価競争入札方式も可

「委託先の選定方法のあり方」では、民間委託先の選定は一般競争入札が原則だが、委託する事業の内容に応じた総合評価競争入札方式の採用も有用だとした。このため、同一入札方式を採用する場合

政 策

も、簡易な技術提案で応募者を絞り込んだ後、詳細な提案を求める「二段階選抜方式」など負担軽減の工夫も考えられるとした。

また、指定管理者の選定では、これを非公募とする例があるが、同指定は競争性を担保した上で公平性・透明性に配慮して行われるべきだと指摘した。このため、運営の連続性確保を非公募の理由とするのではなく十分な引き継ぎに配慮すること、受け皿の民間企業がないとの地域事情や、福祉事業などという事業特性も非公募の理由とするは適切でなく、参加資格要件でこれらを定めることで対応することは可能だ、とした。

その参加資格要件では、公募に参加できる対象を必要以上に限定・特定し、競争環境が阻害されることがないよう業務の目的や特性などを十分検討した上で、合理的な範囲で応募者が満たすべき参加資格要件を定める必要があるとした。なお、参加資格要件の「地域要件」については、地理的・社会的・経済的な状況や、入札参加者と契約履行場所との距離などを考慮して地元企業を優先指名することに合理性が認められる場合があるものの、「これらが常に合理性があり、その判断が自治体の裁

量の範囲内にあるとはいえない場合があることにも留意が必要」だとした。

このほか、公共サービス提供の確実性・継続性を確保するため、応募者の経営状況を事前に評価し、受託した場合も経営面から無理が生じないことを確認する必要があるとした。さらに、民間委託等では委託先の破たんやストライキが行われることもあることから、その場合でも行政が再び自ら直接、履行責任を果たせるようノウハウの維持に努める必要があるとした。

■損害賠償の求償契約は重要

「委託先等との契約のあり方」では、自治体の民間委託等には公益上の理由別の施策への統合（など）や法令変更などから契約を解除する場合もあることから、あらかじめ契約等に「事情変更」による解除を定めておく必要があるとした。また、民間事業者による第三者の被害や、再委託先の不法行為などで自治体に損害賠償が提起される可能性があるため、民間事業者（再委託先を含め）に求償できるように契約で定めておくことが重要だとした。指定管理者制度についても、同様に自治体に求償権が

あることを協定で定めておくべきだとした。

また、自治体の個人情報、民間事業者より厳格な保護が要請されており、このため、行政機関個人情報保護法では行政機関から業務を受託したものにも罰則の定めがあると指摘。しかし、委託先で個人情報外部に漏洩する事例もあることから、民間委託等に当っては、条例で個人情報保護の必要な事項を委託契約に盛り込むことを義務づけたり、民間委託等や派遣労働者を活用する場合は、従業員の退職後も秘密の保持を義務付けるための契約を結ぶことが必要だとした。

このほか、長期契約を行う場合は、業務のマニュアル化や引き継ぎを確実に行うことで、既存事業者と新規事業者の競争性の確保を図ることが必要、再委託では再委託の際の手続き遵守を委託先に徹底させるとともに、委託先等による再委託先管理の強化、自治体による再委託先のモニタリングなどを適正に実施する必要があるとした。

■外郭団体職員の取り扱い

「公務員及び外郭団体職員の取り扱い」では、民間委託等により外郭団体などを解散する場合の外

郭団体職員の取り扱いについて、同職員の使用者はあくまで当該外郭団体であり、自治体に直接の使用責任が生じることはないとした。また、民間委託等を行った業務に従事していた職員を民間事業者へ派遣する手法は、現行制度では限界があるとし、中長期的な定員管理計画に基づき配置転換、採用、退職管理に支障がないよう配慮しながら計画的に民間委託等を進める必要があるとした。

■多面的なモニタリングが必要

「モニタリングのあり方」では、委託先等の間で合意されたサービスが安全かつ適正な水準で確実に履行されていることを確認するとともに、業務の実施過程でも継続的に業務改善を行っていくことが必要だと指摘。そのための「モニタリング」について、委託先等によるセルフモニタリング、自治体による随時の調査、利用者アンケート、意見・苦情の受け付け、住民モニターなど複数の方法を多面的に組み合わせる必要があるとした。また、民間委託等に当たり、事前に安全管理や個人情報保護など委託先に最低限遵守させべき事項を洗い出し、仕様書を作成するとともに契約等でも担保

政 策

し、同仕様書に定めた業務が確実・適正に実施されていることを確認する必要があるとした。さらに、民間委託等の目的は「効率的・効果的な公共サービスの実現」であり、委託契約先との協議で継続的に業務改善を行っていくことが必要だとした。

■ 地域団体への民間委託の検討

「地域団体等による公共サービス提供の推進のあり方」では、住民ボランティアや地域団体（自治会、子ども会など）、NPO等の多様な主体が公共サービスの提供を協働して行う地域協働の推進が求められると指摘。このため、地域協働により取り組む事業を選定する仕組みについて、あらかじめ地域団体との協働の考え方や事業選定手続きを整理した指針やガイドライン、さらに職員向けマニュアル等を整備することが望ましいとした。また、地域団体等への民間委託等を検討する際は、施設の設置目的や事業目的に照らして「委託」が最も効果的・効率的かを検討することが必要であり、また、受託者の責任主体となりうる体制・能力を備えている団体が複数存在するかも考慮すべきだとした。さらに、民間委託等が適当だ

としても、地域の発意活用や地域団体等の育成などから競争入札に適さないケースもあると指摘。しかし、その場合も企画提案を募り提案内容や価格を競争させる形態を採るべきだとした。併せて、特命随意契約を提携する場合は、あらかじめ協働にかかるガイドラインなど契約相手先の選定方法を明記しておくことが適当だとした。

このほか、委託する場合も、地域団体には財政基盤が脆弱だったり法人格をもたないことがあるため損害賠償や求償の実効性が伴わない場合も想定されるとし、自治体は地域団体等と相談・調整しながら事業の執行を支援するなど、通常の民間企業への委託よりも自治体の関与を強化することも考えられるとした。さらに、地域団体等との連携・分担による効果が期待される場合は、契約保証金の免除も考えられるとした。

● 町村週報の購読 ●

「町村週報」の購読を希望される方は、ハガキに住所、氏名、職業、電話番号をお書きのうえ、全国町村会広報部へお申し込みください。☆年間一部千五百円☆料金は請求書をお送りしてから折返し御送金ください。☆〒100-0100 一四 東京都千代田区永田町1-11-35 全国町村会広報部。

東京財団 主催

2008年度 市区町村職員
国内外研修プログラム 参加者募集

東京財団では、市区町村の中堅職員を対象とした国内外での研修プログラムを実施しております。2008年度（第5期）の公募を開始するにあたり、本プログラムの応募要項を以下のとおりご案内いたします。多くの方々の積極的な応募をお待ちしております。

1 目的

地方行政の重要性が高まるなか、市区町村の職員に対し研修を提供することにより、分権型社会にふさわしい人材の育成に貢献することを目的としています。

2 研修先・内容

早稲田大学およびポートランド州立大学（米国オレゴン州）において実施します。地方自治体が実際に直面する課題について、具体的な事例研究を通して対策を生み出せるよう実践的に研修します。

3 実施期間

2008年4月～9月の約5ヶ月間（東京16週、ポートランド7週）
*12月に開催される総括研修（2日間）にも参加いただけます。また、米
国研修中はフルタイムで職場を離れられることが参加の条件となります。

4 応募資格

- ・市区町村の正規職員
- ・原則として45歳以下
- ・プログラムの全期間に参加できること
- ・所属する自治体の長および直属の上司からの推薦がある者

* 英語の能力は問いません。米国研修の基本的な部分には全て日本語の通訳をつけ、教材も日本語で用意します。

5 募集定員 15名

6 費用負担

・参加者（あるいは自治体）負担分
東京での宿泊費、食費（国内研修、総括研修）、地元と東京間の交通費、早稲田大学での追加受講料、・パスポート取得費、書籍購入代、通信費など

* 早稲田大学から50km以遠に居住する参加者については35万円を上限に費用補助あり

・東京財団負担分

研修受講費用、ポートランドでの宿泊費・食費、日米間の往復航空運賃など、前項以外の経費を財団が負担します。

7 公募・審査日程

応募締切：2007年9月30日
書類審査：2007年10月
面接審査：2007年11月
結果通知（内定）：2007年11月

資料請求先

東京財団 奨学事業部

港区赤坂1-2-2

日本財団ビル3階

電話：03-6229-5503

e-mail: scholarship@tkfd.or.jp

詳細は「こちら」をご覧ください

http://www.tkfd.or.jp/fellowship/detail.php?id=3

フォーラム

現地レポート 地域資源を活かした活性化策

健康長寿めざして『まめで達者な村づくり』
～高齢者の大豆づくりで地場産業を振興～



村の概要

鮫川村は福島県の南部、阿武隈山地の頂上部に位置し、標高400mから700mの丘陵地に住宅が点在する典型的な中山間地域です。人口は4,345人(19年4月1日)、村の76%が山林で、耕地は山林に囲まれた狭隘な傾斜地に散在し、数年ごとに冷害に襲われる高冷地でもあります。

村の基幹産業は農業で、小区画の耕地に水稲を中心に畜産、夏秋野菜などの複合経営を営んでいます。

かつては、養蚕・葉たばここんにゃくなどが盛んに栽培されていましたが、輸入自由化などの影響で生産者は激減し、水稲の価格下落や減反の強化と合せて農業生産額は昭和59年の22億円を最高に、平成16年度には12億円まで減少してしまいました。また、農業就業者の高齢化と後継者不足が進み、不耕作地も増え続けています。

私は家業である米穀集荷業を通じて、このような鮫川村の農業の厳しさを、身をもって痛切に感じておりました。山間高冷地の条件不利な地域でも、農業は村の産業の柱です。せめて農家の苦勞に報いる「収入の保障を」の思いを強めていました。



大豆栽培のお年寄の笑顔

フォーラム

高齢者の大豆収穫作業



くの村民に要請されて、当時議会議長職にあった私が無投票で村長に就任しました。

さっそく私は、高齢者の大豆づくりから地場産業の振興を図り、沈んでいる村の経済、村民の心に元気をとりもどしたい、笑顔が絶えない健康で長寿の村をつくりたいとの思いから、各課横断の『里山大豆特産品開発プロジェクトチーム』を発足させました。

さらに、平成16年6月21日に総務省に申請した「里山の食と農、自然を活かす地域再生計画」が第1号の認定を受け、大きな励みと推進力を得ました。地域再生計画では、廃校となつた小学校・幼稚園の「農産物加工施設」への弾力的転用が認められ、農産物の栽培から加工・販売へと「農業の6次産業化」への道が大きく開かれました。

自立の選択と高齢者の大豆づくり

このよつな情勢のなか、前村長は平成15年、農業の不振や地域経済の低迷、地方交付税の削減などの停滞感、閉塞感を隣接3町村の合併で解決しようとしてきました。3町村のうち本村は地形的に最も条件が悪いこともあり、この合併に対して、村民からは「小さい村は一層寂れてしまう」との意見が多く寄せられ、住民投票でも合併反対票は70%を占めました。その結果前村長は辞任し、15年9月、多

大豆は、自家製の味噌づくりの材料として古くから多くの農家で栽培されてきましたので、高齢者の栽培知識は豊かです。そこでイソフラボンが在来種の1・5倍以上ある福島県が開発した新品種「ふくいぶき」の種子を格安で(定

価560円を100円)提供しました。

また、村で同様に古くから作られていた『エゴマ(じゅうねん)』の栽培もあわせて進めました。『エゴマ』も リノレン酸が豊富な健康食品として大変注目されています。

村の高齢者は、かつては農業経営者として知識も技術も豊富にもっています。その高齢者の力を活かして「大豆づくり」で体を動かし、収穫の喜びを味わい、大豆を家族と食べて健康を喜び、「大豆づくり」で社会に貢献しようとする「まめで達者な村づくり」の事業は、「生きがい・働きがい」と「健康づくり」を結



鮫川村独自開発の大豆・エゴマの特産品

豆腐工房・正紀



びつけた取り組みとしてスタートしました。

大豆の全量買い上げと6次産業化

初年度の16年は、秋の台風と長雨で品質は極端に悪く、市場では規格外となる大豆ばかりでしたが、くず豆も含め全量に生産奨励金(25kg3,000円)を付けて買い上げました。穀類検査員の資格も持つ私が検査し、手で選別した大豆は1等10,500円、くず豆でも奨励金をつけて4,000円(いずれも25kg当たり)で買い上げた費用は250万円です。

フォーラム

『手・まめ・館』全景(幼稚園舎の改修)



た。エゴマは村商工会が組織する事業組合が全量買い上げしました。「くず豆でも残らず全部買い上げてもらえる」との安心感から、栽培者は16年に102名だったのが17年158名、18年には203名と増えてきました。

収穫した大豆とエゴマは、1粒も村外に流通させることなく、村内で加工し、付加価値を高め、村内で販売。加工施設・直売施設の整備も、総務省地域再生計画認定」が大きな力となり、県当局の特段の配慮も受けて急展開で進めることができました。

『手・まめ・館』から9千
万円超の新たな産業創出

豆腐・豆乳・納豆などの加工施設を併設した農産物直売所は、統合で廃校となった幼稚園舎を改修したもので17年11月に『手・まめ・館』としてオープンしました。

また、豆腐、味噌など大豆加工品の製造のため、役場の若手職員を6カ月間東京農業大学醸造学科に研修生として派遣し、技術の習得をさせてきました。

『手・まめ・館』はオープン当

時、地理的不便さから経営の困難を指摘する村民の声がありました。今年3月までの1年4ヶ月で、総売上げ72、468千円と、予想を大きく上回っており、しかも6割は村外のお客さんです。生産農家のうち、1ヶ月の売上げが10万円を超える方が7名誕生し、『手・まめ・館』の運営では、大豆加工品製造部門、直売部門など合せて9名が雇用されるなど、新しい雇用の場を創設することができました。

『まめで達者な村づくり』スタートから3年間で、ひ

『手・まめ・館』直売コーナー



炊飯器のご飯で、『食』への興味と、農薬を7割削減させた特別栽培のお米の『農』への関心と、子供たちの食育の推進に役立っています。

条件不利を活かした源流の里山、環境にやさしい農業へ

物を作る喜びを生きがいにし、収穫の喜びを味わいながら、健康で笑って暮らせる長寿の村をめざした『まめで達者な村づくり』は、当初は「豆で村づくりはできない」という批判もありましたが、実績を積み重ねることで、村民の理解と協力が深まり、新しい事業が進展しています。

ひとつは、地理的・気候的に不利な条件を逆にとった「源流の

さらに、地産地消の拠点として、『手・まめ・館』から学校給食センターや福祉施設、保育園・幼稚園の食材の供給が飛躍的に伸びています。特に学校給食では、今年の4月から米飯給食を週3日から4日に増やし、村内の特別栽培米を『手・まめ・館』の炊飯器で炊いて、保温した温かいご飯を全校に提供しております。昨年まで隣町の業者に委託していたため、冷めたご飯になっていましたが、

豊富な畜産堆肥を活用する環境にやさしい農業の推進へ農家の意識が高まっております。

2点目は交流人口の拡大です。

フォーラム

温かい炊飯器での米飯給食



に参加しました。村づくりに対する村民の意識の高まりが、身をもって感じられました。

中山間直接支払交付金で 村民の協力・協働の高まり

私は就任まもなく、「第3次鮫川村長期振興計画」の策定作業に着手しました。その検討の中で、これからの地域づくりとは住民自身の発想と参画から集落ごとに優れた資源を見つけ出すこと、そしてそれに磨きをかける、知恵比べである」と提唱しました。これに対し、「元気づくりモデル地区」として、多数の集落から特色のある提案がありました。その夢を実現するために、村の乏しい財源に頼らない仕組みを、村民自らの手で作り出します。中山間地域等直接支払交付金の活用です。

本村は、9割を超える集落の積極的な取組みにより、年間1億2千3百万円の中山間交付金の交付を受けていました。この交付金を活用して耕作放棄地の防止や里山景観の整備などを行い、集落の活力を取り戻すことで、協力・共同の「結い」の伝統を復活させました。

平成17年度、同交付金制度は従来の活動には8割、前向きな取組

みに対しては10割と、段階的な交付に転換。そこで、日当や農機具の購入など従来の守りの対応から、地域づくりなど積極的な攻めの活用を集落にお願いしました。

これに呼応して、全74集落が「鮫川村協定間協定協議会」に参加し、交付金の12%（8割交付の集落は6%）を拠出することで意欲的地域づくりの集落などに助成する「拠出金制度」を創設しました。年間1千4百万円の拠出金で、交付金の10割要件達成の支援や、エコファーマー認証の費用、村内農産物宣伝・販売費用などの援助とともに、現在50集落の地域づくり事業に助成金を交付しています。

地域づくりの主な事業では「花とふれあい里づくり」「花菖蒲の里づくり」「もみじの里遊歩道・広場づくり」「山桜とホタルの舞う里づくり」「めん羊の里づくり」「悠々の森づくり」など多種多様な事業が展開されています。助成額は事業費の70%で35万円までとし、総額600万円。この協定期間拠出金が特色ある地域づくりを積極的に支え、「豊かな里山の景観を後世に残したい」という活動の励みとなっています。

『まめに働く』鮫川ブランドをめざして

『まめで達者な村づくり』は、無いものねだりをせず、地域・足元にあるものを掘り起こし、活用する「まめな暮らしを育む」村づくりです。私は、多数の高齢者の経験と知識を活かし、村民総参加の「まめな仕事」で『源流の里山、鮫川おいしい農産物』の地域ブランド化をめざして、小さな村の大きな夢に向かって前進したいと考えております。

（鮫川村長 大樂 勝弘）



鮫川村景勝地『江竜田の滝』

東京農業大学、大妻女子大学、福島大学、東京農工大学などの里山環境学習、農業体験講座などでの受け入れ、NHK交響楽団員などの合宿の受け入れや、集落独自のグリーンツーリズム受け入れなど新たな活力が生まれてきました。

3点目は、村民の協力・協働の意識の醸成です。村中心部で「手・まめ・館」に接する「館山公園」は長く手入れがされずに荒廃していました。そこで、この公園を地域活性化のシンボルにしようと花に囲まれた公園を整備する計画を立案、村民の協力を求めました。すると、子供たちも含めた200名以上の方々がボランティア活動

情 報

あなたの声をビジネスの武器にする！

有限会社シューツアンドトーンヴォイス・トレーニング
インストラクター 新生 剛士

声を磨けば伝わり方も変わる

誰しも会社の会議や取引先でのプレゼンテーションには最上のコンディションで挑みたいものです。資料の用意、場に合わせた服装やマナー、当日の体調、それに精神的にもベストな状態にもっていかればそれにこした事はありません。

しかし万全に準備しても、その内容やあなたの意気込みが相手に伝わらなければ水の泡です。では相手の

新任都道府県町村会長の略歴

埼玉県町村会は平成19年5月16日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。

(5月16日就任)

埼玉県町村会長
北埼玉郡騎西町長

いしかわ 三郎
さぶらう

昭和33年10月27日生



あなたの声を相手に印象よく届けるには

みなさんは自分の声が、人にどんな印象を与えているか、考えたことがありますか。声や話し方は、見た目から受ける印象と同じで、最初にすりこまれたものがそのままあなたの印象となる場合が多いのです。だったら、付き合いがずつと続くことを考えても、よいイメージを与えるよう意識しましょう。

そのために大切なのは、声の出し方。声を自分の身体に響かせて発声することで、聞く人に心地よい音色を出すことが出来ます。また喉への負担も軽減でき、長く話しても声を保つことができます。喉や声帯だけに頼って声を出しては、すぐに声が嘎れてしまいます。

また、いい音色を出すには、響く身体が必要です。身体が硬くこわばっていても響きが悪くなってしまいます。そう、会議やプレゼンテーションの前の緊張感、まさにその状態と言えます。「筋肉とともに緊張も軟らかくしましょっつ」、そこで軽いストレッチで身体をほぐすことも響く体に切り替えるための大きな役割を果たしてくれれます。

正しい発声法が身につくと、大きな声でなくても相手に聞こえる方法がわかってきます。広めの会議室やざわざわした中でも通る声、伝わる声が出せるようになっていきます。

自分の意見を自分のイメージどおりに伝えられているか？

またシチュエーションによってさわしい声のトーンは違います。どんな時、どんな場面、どんな相手に話すかを考えましょう。接客や電話で話す仕事をしている、社内の企画会議、初めてあいさつに行く会社での自己紹介、大きな商談をまとめたいなど、さまざまなシーンがあるはずです。

それをあなたがどう伝えたいか。前記の場面で順に言つと、わかりやすく柔らかな口調で説明したい、情報を正確に伝えたい、元気な印象を与えたい、自信がある様子を見せて信用させたい、といったものでしょう。

どれもこれも同じ調子で話すのではなく、声のボリューム、トーン、音の高低などをコントロールすることで、それぞれのシーンに応じて声を使い分けることが出来るのです。

相手の心に届く声の使い方とは、生まれ持った才能でも、一人一種類しか使えないものでもありません。誰でも習得することが可能です。自分の声への思いこみをなくし、声の響かせ方を意識することで、あなたの印象を大きく変えることができるのです。

ぜひ、「自分の声の響き」を手に入れて、ビジネスシーンでのあなたのイメージを大きく変える武器にしていくください。

- 【町長としての当選回数】 4回
- 【町村会関係の経歴】 平成13年北埼玉郡町村会会長
- 【主な業績】 環境基本条例の制定及び環境の町宣言 埼玉環境科学国際センターの誘致 男女共同参画条例の制定 騎西総合公園の整備 エコパーク(種足ふれあいの森)の整備 雇用促進住宅の誘致建設 国道122号線の4車線化整備促進
- 【趣味】 ゴルフ・読書・スポーツ観戦
- 【家族】 妻、息子夫婦、孫

「全国観光地所在町村現地研究会」

福島県 猪苗代町

参加者募集中

現地研究会は、観光地所在町村の振興を目的に先進的な取組をしている町村を実際に訪問し、その取組や課題について考察、意見交換を行うため開催しております。

今回は、磐梯山と日本一の水質を誇る猪苗代湖に代表されるように、豊かな緑や清らかな水に恵まれ、また、猪苗代が生んだ世界の偉人「野口英世博士」の生家や、会津藩祖保科正之公を祀る土津神社など多くの名所旧跡を持つ全国でも有数の観光地、福島県猪苗代町で開催いたします。

研究会第1日目には、国土交通省観光地域活動支援室石川室長による観光行政に関する施策についての講演や野口英世記念館の八子館長等による講演を予定しています。

2日目は、講師の講演の内容を実地に体験するための視察を行うこととしております。

観光行政に興味のある方や、観光振興に取り組んでいる方々の参加をお待ちしております。

開催日時 平成19年7月12日(木)14:30～13日(金)
場所 福島県耶麻郡猪苗代町 ホテルリステル猪苗代



天鏡閣



野口英世博士の生家



野口英世博士



ホテルリステル猪苗代



日 程

【7月12日(木)】

- 講演 「観光行政に関する施策について」 国土交通省 石川 雄一 氏
- 講演 「保科正之公と土津神社」 福島県立博物館学芸員 高橋 充 氏
- 講演 「野口英世博士について」 野口英世記念館館長 八子弥寿男 氏
- 講演 「猪苗代町の観光行政について」 猪苗代町長 津金 要雄 氏

【7月13日(金)】

視察 「リステルハーブ園」「天鏡台」「野口英世記念館」他

随 想

早起きの効用



埼玉県白岡町長

濱田 福司

平成の大合併の前に比べると全国で町村の数は約4割に減り、我が国の地図が大きく塗り替えられました。まだまだ全国には千以上の町村があります。毎週、「町村週報」を読ませていただくと、地方分権の進展など地方自治体を取り巻く社会環境が大きく変化の中で、全国各地の町村が地域の実状に応じて特色ある行政を展開し、それぞれの町や村の振興に真剣に取り組んでいることが伺われて、我が町も負けてはいられないと感じさせられます。

少し当町のプロフィールを紹介させていただきますと、埼玉県には現在30の町村がありますが、白岡町は埼玉県の東部に位置し、人口は4万9千4百人、面積は24・88平方キロメートルです。また、当町は、首都圏40キロ圏内に位置しておりまして、町内にはJR宇

都宮線の白岡駅と新白岡駅があります。さらに、国道122号線の通過など交通の便に恵まれておりますことから、大規模な住宅地の造成や高層マンションの建設など、住宅地として開発が進み、近代的な田園都市に変貌を遂げようとしている緑豊かな町です。また、特産の「梨」は県内一の生産量を誇っており、春には白い清楚な花が、道行く人の目を楽しませてくれます。

さて、現代はストレス社会だといふ話をよく耳にいたします。職場を例にとってみますと、経済的な不況を背景として進められたり、ストライキで人的な余裕がなくなり、一人の職員が受け持つ担当業務が増加しています。その一方で、今の景気回復に伴い、企業の業績は回復し逆に仕事の量は増えてきているといわれています。

企業ばかりでなく地方公共団体も事情は同じであります。当町におきまして、平成18年度を初年度とする5年間の「改革推進プログラム」に基づき、様々な改革を進め、従来にも増して自主・自立的な行政運営を目指しているところですが、その一環として職員数の削減にも取り組んでいます。

もとより、地方公共団体は、最少の経費で最大の効果を挙げることを基本としておりますので、地方公共団体の大きな資産である職員一人ひとりの能力を高め、より効果的・効率的に業務を運営するのは当然のことです。

しかしながら、そうした社会や職場環境の中であって、いかにストレスと付き合うか、あるいは解消するか、職場におけるメンタルヘルスなどの取り組みはもろろんのことですが、私たち一人ひとりが自ら考え、心掛けなくてはならない課題になっております。

ところで、私は、小学校4年生のときから続けていることがあります。それは、毎朝、清く澄んだ空気を胸いっぱい吸い込み、朝日に向かって今日一日があることを感謝し、家族みんなが健康であるようにと願うことです。平成8年11月に町長に就任してからは、白岡町が安寧であってほしいという願いが加わりました。

子どもたちの早朝、みそ汁やご飯の炊けたにおいの中、父は決まって新聞を広げて読んでいます。日々忙しく動き回っている今の私にとって、思えば懐かしく、とても贅沢な時間だったような気がします。

申すまでもなく、朝早く起きることにより、心と時間に余裕ができ、昨日の反省と今日の計画を立てるのにつけてついでです。

職務がら夜遅くなることも多く、土日もなかなか満足には休めませんので、前日の仕事の疲れが残り、起きるのが少し辛いときもあります。朝の清々しい空気と静けさに接して、清浄な気分を一日を迎えようと気持ちも積極的に、生活も引き締まってきます。大自然のリズムに合わせた早起きの生活こそ、その人の持つている能力を発揮させる最も良い方法だと思えます。

今朝も、空が白むころ、新聞配達の方が新聞をポストにコトンと入れる音を残して、さわやかに走り去って行きました。町並みは朝日にそまわり、光に満ち溢れて神々しいばかりで、毎朝感動を覚えるひとときです。

さあ、今日も忙しい一日が始まりますが、気持ちも新たに白岡町政進展のため、全力投球してまいります。

政策リーダー

政策

政策リーダー

平成18年度国民生活基礎調査発表 厚生労働省

厚生労働省は5月30日、平成18年度国民生活基礎調査を発表した。

同調査は保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画・運営に必要な基礎資料を得ることを目的に調査したものである。

調査によると、平成18年6月1日現在、我が国の世帯総数は4753万1千世帯（対前年比48万8千世帯増）、平均世帯人員は2.65人となっている。世帯構成別にみると、「夫婦と未婚の子のみの世帯」が1482万6千世帯（全世帯の31.2%）で最も多く、次いで「単独世帯」1204万3千世帯（同25.3%）、「夫婦のみの世帯」1019万8千世帯（同21.5%）の順となっている。

また、世帯類型別にみると、「高齢者世帯」は846万2千世帯で、全世帯に占める割合は17.8%と過去最高となった。一方、児童のいる世帯は、1297万3千世帯（全世帯の27.3%）となっており、平均児童数は前年同様の1.72人であった。所得（平成17年）でみると、1世帯当たりの平均所得金額は563万8千円となっており、前年と比較すると2.9%の減少となっている。また、生活意識別世帯数の割合では、「苦しい」「大変苦しい」と「やや苦しい」が56.3%で、「普通の」39.0%を上回っている。

環境配慮契約法成立

国や地方公共団体等が電気や公用車の購入、庁舎の設計などに関する契約を締結する際、価格に加え、温室効果ガス等の排出を考慮するよう定めた「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」が5月17日の衆議院本会議で可決・成立した。

国は、国及び独立行政法人等における環境配慮契約の推進に関し、基本的方向、重点的に配慮すべき契約（電気の供給を受ける契約及び物品の購入に係る契約）における基本的事項、省エネルギー改修事業に係る契約に関する基本的事項等を定める基本方針を閣議決定し、同方針に基づき契約を推進するよう努める。また、毎会計年度終了後、契約締結実績の概要を取りまとめ、公表することとされた。

一方、地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じ、環境配慮契約に関する方針を作成し、同方針に基づき契約を推進するとともに、契約締結実績の概要を取りまとめ、公表するよう努めることとされた。

京都議定書の第一約束期間の開始を来年に控え、基準年である90年に比べ大幅に増加しているオフィスビル等の業務部門から出る温室効果ガス等の排出削減が喫緊の課題となっており、政府等が自ら率先して、模範を示していく狙いがある。

なお、同法は年内に施行され、施行後5年を目途に見直しを行うこととしている。

平成18年度中小企業白書を公表 経済産業省

平成18年度中小企業白書がこのほど閣議決定の上、公表された。我が国経済は、景気の回復が続いているものの、地域間・企業間ではらつきが見られ、特に小規模企業の業況は厳しいと分析している。

開業・廃業の動向については、開業が廃業を下回る状況が続く、事業所の減少に歯止めがかかっていないが、業種別には、情報・通信や事業活動関連サービスにおいて開業率・廃業率が高く、成長性の高い分野や少ない資金で創業できる分野での開業が活発になっているとしている。

中小企業の事業承継がなかなか進まないことが問題となっているが、規模が小さくなるほど、社長交代が進まない傾向があり、高収益の株式会社では相続税負担の問題が大きくなっていることと分析している。

今回の白書では、以上の動向のほか、景況感や雇用面で地域間のばらつきがある中でそれを克服しようとする中小企業の動向や経済構造の変化の中でチャレンジする中小企業の取組について記述している。

その中で、販売額の減少傾向が続く小売業にあつて活力を維持している商店街の特徴を4つのパターン・幅広い地域・年齢層向けの「広域拠点型」、若者向けの「新興集積型」、文化や歴史などのテーマをもつて遠方からも集客する「テーマ型」、高齢者が中心の「生活密着型」に区分し、それぞれの取り組み状況や今後の事業展開上の課題を分析している。